

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 5 日から 33 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で申立期間の脱退手当金を受給していると言われたが、当時、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を請求するはずがないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以降の4回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることが確認でき、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された日（昭和 37 年 2 月 6 日）は、申立人が、申立事業所と同一の厚生年金保険被保険者記号番号である厚生年金保険適用事業所を退職した5日後であることがオンライン記録により確認できることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、3年4か月後に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和41年9月16日から42年1月6日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①及び②に係る資格取得日(昭和42年1月6日及び43年10月1日)及び資格喪失日(昭和42年2月16日)を取り消した上で、申立期間①に係る資格取得日を41年9月16日に訂正し、同年9月から12月までの期間及び申立期間②の標準報酬月額をいずれも3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月6日から42年1月6日まで
② 昭和42年2月16日から43年10月1日まで

私はA社において、日雇いとして働いた後の昭和41年1月から47年2月までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所において、主にB職として途切れることなく勤務していたので、両申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者情報では、申立期間①の前の昭和41年1月5日から同年3月11日までの期間、及び申立期間①の途中となる同年9月16日から申立期間②をすべて含む47年1月31日までの期間、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

また、両申立期間を含めて申立事業所における厚生年金保険の加入記録がある複数の元同僚は、「申立人と一緒に申立事業所で仕事をしたことがあり、

申立人は昭和41年1月から47年2月までの間、申立事業所に継続して勤務していた。」と供述していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間①及び②の期間についても申立事業所に継続して勤務していたものと考えられる。

一方、前出の雇用保険の被保険者情報では、申立人は申立事業所を昭和41年3月11日に、いったん離職していることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格が、同年3月6日で一度喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和41年9月16日から42年1月6日までの期間及び申立期間②においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和41年9月から同年12月までの期間及び申立期間②の標準報酬月額については、申立期間①及び②の直前直後のオンライン記録等から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月から同年12月までの期間及び42年2月から43年9月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和41年3月6日から同年9月16日までの期間については、当時の経理担当者は、「当時は、日雇い、準社員及び正社員がおり、そのうち準社員及び正社員が厚生年金保険に加入していたが、準社員の中には、現場の仕事が少ない時期は会社を退職し、雇用保険を受給している者がいたと思う。」と供述している上、A社は、「当時、現場の作業員は、繁忙期だけの雇用で、現場終了後は雇用保険を受給する者が多数いたと聞いている。」としている。

また、前述の雇用保険の被保険者情報では、申立人は、昭和41年3月11日付けで申立事業所を離職しているとともに、同日から約半年後の同年9月16日までの間、雇用保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとして

いる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和41年3月6日から同年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 629

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 51 年から定期的に市役所から送付されてきた国民年金保険料免除申請書により免除申請を行っていた。申立期間の国民年金保険料は納付したことはないが、市役所の窓口で免除申請をした記憶があるので、申立期間の 3 年間で免除されずに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「定期的に市役所から送付されてきた国民年金保険料免除申請書により免除申請を行っていた。」と主張しているが、申立期間以外にも免除ではなく未納とされている期間が散見される上、申立期間当時は、毎年度免除申請を行う必要があったところ、3 年度（3 回）にわたって事務処理の誤りがあった可能性は低いと考えられ、申立期間の事務処理が適正に行われたことを疑わせる事情も見受けられない。

また、申立人の元妻についても、申立期間は未納とされている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 13 日から 39 年 8 月 30 日まで
② 昭和 40 年 1 月 23 日から 42 年 5 月 6 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で説明を聞くまで、脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を受給するはずがないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の備考欄に、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 10 月 30 日に脱退手当金が支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号を重複整理した記録が確認できる上、申立人は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 か月後に当該事業所とは別の厚生年金保険適用事業所に再就職していることが確認できるところ、再就職した事業所での厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別番号であることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の請求手続が行われたことにより、申立人に対して新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月ごろから 4 年 2 月ごろまで

私は申立期間中、A社の「B店」という店で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成 3 年 10 月ごろ、同店の募集広告を見て入社し、当該店舗の支配人として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等からは、「A社」及び「B店」という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、いずれの事業所も申立人が主張する所在地を管轄する法務局に商業登記されていない。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が主張する当時の事業所として所在地、業種、経営者の姓がほぼ一致する、C社、D社及びE社の3社が確認できるところ、このうち、申立期間当時から現在まで適用事業所とはなっていないが、現在の「B店」を運営しているF社(旧E社)では、申立期間当時、C社が「B店」を運営しており、同店舗にはD社が人材を派遣していたとしているものの、D社は平成 10 年 12 月 1 日付けで、C社は 15 年 11 月 10 日付けで、それぞれ適用事業所ではなくなっている上、F社では、両事業所の申立期間当時の関係資料は保管していないことなどから、申立人の勤務実態、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

また、申立期間当時、D社において加入記録が確認できる元同僚 3 人は、「一般社員は当初、見習いとして体験入社扱いとされ、厚生年金保険に加入してい

なかったのではないか。」「当該事業所では、勤務期間が4か月ぐらいの従業員が、勤務当初から厚生年金保険に加入していたとは考え難い。」「当該事業所の従業員は短期間で退職する者が多く、入社から3か月、半年ぐらいは厚生年金保険に加入させられず、自分自身も入社と同時に加入していなかった。」などと供述していることを踏まえると、D社では、申立期間当時、一部の従業員については、入社後一定期間は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の被保険者情報からは、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 26 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は申立期間中、A社又はB社という事業所が経営する遊戯店の本店及び支店で継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所の遊戯店前で写した記念写真等を持っており、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真、及び申立人が挙げる元同僚の加入記録がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることなどから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 46 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、元代表者の妻の供述では、元代表者は既に死亡しており、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている上、前出の被保険者名簿に記載のある申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた7人から聴取したものの、申立てに関する供述を得ることができない。

また、前出の元同僚の一人は、「私の申立事業所への入社時期は、厚生年金保険の資格取得日の約1年8か月前だった。」と供述している上、「申立事業所に約2年間在職し、申立人と一緒に働いていた時期があった。」と供述している別の元同僚には、申立人同様、申立事業所に係る加入記録が確認できない

ことなどを踏まえると、A社では申立期間当時、一部の従業員については、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前出の被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録からは、B社という事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A社の元代表者の妻等の供述では、B社はA社とは異なる業種であったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 30 日まで
② 昭和 36 年 11 月 10 日から 41 年 5 月 30 日まで

申立期間①については、A社で正社員として勤務していた。申立期間②については、B社で、最初は正社員として、その後は途中から代表者として在職していた。しかし、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間についても、私が勤務していたことは間違いなく、また、両事業所では税理士を雇っていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する写真、及び申立人が挙げる元代表者の加入記録がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることなどから、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は昭和 37 年 4 月 19 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元代表者も既に死亡していることなどから、申立期間①における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

また、オンライン記録等によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の後の昭和 36 年 10 月 1 日付けであることが確認できる上、申立人が、申立事業所の社名変更前の社名と主張するC社という事業所についても、適用事業所として確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）からは、オンライン記録どおり、申立人の被保険者資格記録が、申立期間①の前の昭和 32 年

5月7日から同年7月14日までの間、確認できるのみである。

申立期間②については、商業登記簿謄本によると、申立人がB社の取締役となっていることが確認できる。

しかし、前出の商業登記簿謄本から、B社が設立されたのは、申立期間②の途中の昭和37年3月19日であることが確認できるとともに、オンライン記録からは、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、管轄社会保険事務局(当時)は、申立ての所在地に申立事業所名及び類似する名称の適用事業所は無いとしている。

また、前出の商業登記簿謄本に記載のあるB社の代表取締役及び元同僚の所在がオンライン記録では確認できない上、申立人が挙げた元専務(申立人の後任の代表取締役)の所在が特定できないことなどから、申立てに関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から27年10月1日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間直前の昭和25年9月に、A社本社の募集に応じ、B県の米軍基地内の現場で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

当時の給料は毎月、会社から郷里の親元へ郵送されており、明細書の内容は覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現存するA社では、「昭和45年以前のB県での仕事は、本社直轄事業であったため、その関連工事の雇用者については本社で一括して厚生年金保険に加入させていたのではないか。」としているところ、その保管する「職員カード」及び「社会保険への加入、喪失を記録している台帳」には、申立期間当時、申立人の氏名は無いとしているとともに、これらの資料以外には関係資料は保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

また、申立人は、申立期間当時の元同僚の氏名を記憶していない上、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された元同僚のうち、連絡の取れた二人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得ることができない。

さらに、前出の被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が

欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、オンライン記録どおり、申立事業所に係る加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。